

宮津市公報

平成29年5月1日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務部総務課発行

目次

規 則

- 14 宮津市空家空地対策の推進に関する条例施行規則 1

告 示

- 81 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（由良宮本自治会） 3
 82 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（浜野路自治会） 4
 83 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（鶴賀自治会） 4
 84 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（溝尻自治会） 4
 85 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（波路自治会） 5
 86 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（小寺自治会） 5
 87 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（中津自治会） 5
 88 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（由良脇自治会） 6
 89 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（脇の浜自治会） 6
 90 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（つつじが丘自治会） 6
 91 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（中村自治会） 7
 92 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（新宮自治会） 7
 93 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（福田自治会） 7
 94 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（小田金山区） 8
 95 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（山中自治会） 8
 96 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（田井自治会） 8
 97 公の施設に係る指定管理者の代表者の変更 9
 98 公の施設に係る指定管理者の代表者の変更 9
 99 水道使用料金等の徴収の事務委託 9
 100 宮津市下水道排水設備指定工事業者の異動届 9

訓 令

- 3 宮津市空家空地対策庁内推進会議設置規程 10

公 告

- 20 公示送達 11
 21 農用地利用集積計画の縦覧 11
 22 住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況 11

水 道 企 業

《告 示》

- 3 水道使用料金等の徴収の事務委託 12

—— 教育委員会 ——

《告示》

7 宮津市教育委員会定例会の招集 12

—— 選挙管理委員会 ——

《告示》

5 平成28年度選挙人名簿抄本閲覧状況 13
6 平成28年度在外選挙人名簿抄本閲覧状況 13

—— 農業委員会 ——

《告示》

5 宮津市農業委員会総会の招集 13
6 宮津市農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規程 13

規 則

宮津市空家空地対策の推進に関する条例施行規則をここに公布する。

平成29年5月1日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第14号

宮津市空家空地対策の推進に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）及び宮津市空家空地対策の推進に関する条例（平成29年条例第15号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(情報提供)

第2条 条例第6条第2項又は第3項に規定する情報提供は、空家等又は空地に関する情報提供書によるほか、口頭その他適宜の方法により行うことができるものとする。

(立入調査の通知等)

第3条 法第9条第3項の規定による通知は、空家等の立入調査実施通知書により行うものとする。

2 条例第11条第4項の規定による通知は、空地の立入調査実施通知書により行うものとする。

3 法第9条第4項の身分を示す証明書は、空家等の立入調査員証とする。

4 条例第11条第5項の身分を示す証明書は、空地の立入調査員証とする。

(特定空家等又は特定空地の通知)

第4条 市長は、条例第11条の規定による調査を行い、当該空家等又は空地が特定空家等又は特定空地であると認めるときは、当該特定空家等又は特定空地の所在及び状態、周辺的生活環境への影響並びに当該特定空家等又は特定空地の所有者等（所有者又は管理者をいう。以下同じ。）であることを、特定空家等該当通知書又は特定空地該当通知書により当該特定空家等又は特定空地の所有者等に対し通知するものとする。ただし、過失がなくて当該所有者等を確知することができないときは、この限りでない。

2 前項の規定による通知を行った場合において、市長は、当該特定空家等又は特定空地の所有者等が除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置を講じたことにより特定空家等又は特定空地の状態が改善され、特定空家等又は特定空地でないと認めるときは、遅滞なくその旨を、特定空家等状態改善通知書又は特定空地状態改善通知書により当該所有者等に対し通知するものとする。

(助言又は指導)

第5条 法第14条第1項の助言又は指導は、空家等の適切な管理に関する指導書により行うものとする。ただし、助言は口頭でも行うことができる。

2 条例第14条第2項の助言又は指導は、空地の適切な管理に関する指導書により行うものとする。ただし、助言は口頭でも行うことができる。

(勧告)

第6条 法第14条第2項の規定による勧告は、空家等の適切な管理に関する勧告書により行うものとする。

2 条例第15条第2項の規定による勧告は、空地の適切な管理に関する勧告書により行うものとする。

(命令)

第7条 法第14条第3項の規定による命令は、空家等の適切な管理に関する命令書により行うものとする。

2 条例第16条第2項の規定による命令は、空地の適切な管理に関する命令書により行うものとする。

(命令に対する意見等)

第8条 市長は、法第14条第4項の規定により弁明の機会を与えるときは、空家等の適切な管理に関する命令に係る事前の通知書を交付するものとする。

2 前項の通知書を交付されて意見書及び自己に有利な証拠を提出しようとする者又はその代理人（代理人である資格を書面により証する者に限る。）は、当該通知書の交付を受けた日から14日以内に、空家等の適切な管理に関する命令に係る事前の通知に対する意見書及び自己に有利な証拠を提出するものとする。ただし、法第14条第5項の規定により意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを空家等の適切な管理に関する命令に係る事前の通知に対する意見聴取請求書により請求する場合は、この限りでない。

3 市長は、条例第16条第3項の規定により弁明の機会を与えるときは、空地の適切な管理に関する命令に係る事前の通知書を交付するものとする。

4 前項の通知書を交付されて意見書及び自己に有利な証拠を提出しようとする者又はその代理人（代理人である資格を書面により証する者に限る。）は、当該通知書の交付を受けた日から14日以内に、空地の適切な管理に関する命令に係る事前の通知に対する意見書及び自己に有利な証拠を提出するものとする。ただし、条例第16条第4項の規定により意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを空地の適切な管理に関する命令に係る事前の通知に対する意見聴取請求書により請求する場合は、この限りでない。

（意見聴取の方法）

第9条 法第14条第7項の規定による通知は、空家等の適切な管理に関する命令に係る事前の通知に対する意見聴取通知書により行うものとする。

2 条例第16条第6項の規定による通知は、空地の適切な管理に関する命令に係る事前の通知に対する意見聴取通知書により行うものとする。

（標識）

第10条 法第14条第11項及び条例第17条第2項の規定による標識は、特定空家等に係る措置命令標識又は特定空地に係る措置命令標識により行うものとする。

（代執行）

第11条 法第14条第9項に規定する代執行（以下「特定空家等の代執行」という。）を行う場合の行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定による戒告は、空家等の適切な管理に関する戒告書により行うものとする。

2 条例第18条第3項に規定する代執行（以下「特定空地の代執行」という。）を行う場合の行政代執行法第3条第1項の規定による戒告は、空地の適切な管理に関する戒告書により行うものとする。

3 市長は、第1項の戒告書を受けた者が指定の期限までにその義務を履行しない場合で、再度の戒告を行わないときは、特定空家等の代執行をなすべき時期等を空家等の適切な管理に関する代執行令書により前項の戒告書を受けた者に通知するものとする。

4 市長は、第2項の戒告書を受けた者が指定の期限までにその義務を履行しない場合で、再度の戒告を行わないときは、特定空地の代執行をなすべき時期等を空地の適切な管理に関する代執行令書により前項の戒告書を受けた者に通知するものとする。

5 特定空家等の代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき特定空家等代執行責任者証を携帯し、関係人の要求があるときは、いつでもこれを提示しなければならない。

6 特定空地の代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき特定空地代執行責任者証を携帯し、関係人の要求があるときは、いつでもこれを提示しなければならない。

7 非常の場合又は危険切迫の場合において、法第14条第3項の規定による命令又は条例第15条第2項に係る措置の内容の急速な実施について緊急の必要があり、第1項及び第2項に規定する手続をとる暇がないときは、行政代執行法第3条第3項の規定により、その手続を経ないで特定空家等及び特定空地の代執行をすることができる。

(緊急安全措置)

第12条 条例第19条第1項に規定する所有者等の同意は、緊急安全措置に関する同意書によるものとする。

(協議会の組織)

第13条 条例第20条の規定による宮津市空家空地対策協議会（以下「協議会」という。）の委員（以下「委員」という。）は、法務、建築、不動産等に関する学識経験者その他の適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第14条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長を定めるための会議は、市長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会長は、会議において必要があるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。
- 6 会議は、これを公開する。ただし、議長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(庶務)

第15条 協議会の庶務は、空家対策推進課において処理する。

(委任)

第16条 前3条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、空家等又は空地に関する情報提供書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮津市告示第81号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成21年3月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 由良宮本自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省 略>
氏名 塩 森 哲 司

- 3 変更年月日 平成29年4月1日
 4 変更の理由 団体役員の改選による。
 平成29年4月6日

宮津市長 井上正嗣

* * *

宮津市告示第82号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成20年4月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 浜野路自治会
 2 変更があった事項及びその内容
 代表者に関する事項
 住所 〈省 略〉
 氏名 木村卓雄
 3 変更年月日 平成29年4月1日
 4 変更の理由 団体役員の改選による。
 平成29年4月6日

宮津市長 井上正嗣

* * *

宮津市告示第83号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成18年10月13日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 鶴賀自治会
 2 変更があった事項及びその内容
 代表者に関する事項
 住所 〈省 略〉
 氏名 大江靖雄
 3 変更年月日 平成29年4月1日
 4 変更の理由 団体役員の改選による。
 平成29年4月6日

宮津市長 井上正嗣

* * *

宮津市告示第84号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成11年4月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 溝尻自治会
 2 変更があった事項及びその内容
 代表者に関する事項
 住所 〈省 略〉
 氏名 城崎雅文
 3 変更年月日 平成29年4月1日

- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
平成29年4月7日

宮津市長 井上正嗣

————— * * * —————

宮津市告示第85号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成13年4月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 波路自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 〈省 略〉
氏名 久保秀明
- 3 変更年月日 平成29年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
平成29年4月7日

宮津市長 井上正嗣

————— * * * —————

宮津市告示第86号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成12年3月16日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 小寺自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 〈省 略〉
氏名 中島節史
- 3 変更年月日 平成29年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
平成29年4月7日

宮津市長 井上正嗣

————— * * * —————

宮津市告示第87号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成17年3月30日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 中津自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 〈省 略〉
氏名 大江 濟
- 3 変更年月日 平成29年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。

平成29年4月7日

宮津市長 井上正嗣

* * *

宮津市告示第88号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成15年5月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 由良脇自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 〈省 略〉
氏名 奥野 彰
- 3 変更年月日 平成29年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
平成29年4月7日

宮津市長 井上正嗣

* * *

宮津市告示第89号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成14年10月11日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 脇の浜自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 〈省 略〉
氏名 石井 實
- 3 変更年月日 平成29年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
平成29年4月7日

宮津市長 井上正嗣

* * *

宮津市告示第90号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成25年9月2日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 つつじが丘自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 〈省 略〉
氏名 松田 直人
- 3 変更年月日 平成29年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
平成29年4月11日

宮津市長 井上正嗣

* * *

宮津市告示第91号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成22年12月8日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 中村自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 山口 義 裕
- 3 変更年月日 平成29年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
平成29年4月11日

宮津市長 井上正嗣

* * *

宮津市告示第92号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成20年4月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 新宮自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 小倉 俊 幸
- 3 変更年月日 平成29年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
平成29年4月13日

宮津市長 井上正嗣

* * *

宮津市告示第93号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成24年4月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 福田自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 徳田 和 正
- 3 変更年月日 平成29年4月9日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
平成29年4月13日

宮津市長 井上正嗣

* * *

宮津市告示第94号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成25年3月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 小田金山区
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 田 崎 公 子
- 3 変更年月日 平成29年3月28日
- 4 変更の理由 団体役員の変更による。
平成29年4月13日

宮津市長 井 上 正 嗣

* * *

宮津市告示第95号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成26年4月11日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 山中自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 稲 岡 義 孝
- 3 変更年月日 平成29年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の変更による。
平成29年4月18日

宮津市長 井 上 正 嗣

* * *

宮津市告示第96号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成23年8月29日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 田井自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 宮 前 一 彦
- 3 変更年月日 平成29年4月1日
- 4 変更の理由 団体役員の変更による。
平成29年4月19日

宮津市長 井 上 正 嗣

* * *

宮津市告示第97号

宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年規則第28号）第8条第1項の規定により、公の施設に係る指定管理者の代表者の変更の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年4月19日

宮津市長 井上正嗣

- 1 公の施設の名称
宮津市水産加工販売施設
- 2 指定管理者の名称及び代表者
変更前 田井自治会 会長 石田隆裕
変更後 田井自治会 会長 宮前一彦
- 3 変更日
平成29年4月1日

————— * * * —————

宮津市告示第98号

宮津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年規則第28号）第8条第1項の規定により、公の施設に係る指定管理者の代表者の変更の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年4月19日

宮津市長 井上正嗣

- 1 公の施設の名称
宮津市海洋つり場
- 2 指定管理者の名称及び代表者
変更前 小田宿野自治会 会長 狩野辰美
変更後 小田宿野自治会 会長 狩野清貴
- 3 変更日
平成29年4月1日

————— * * * —————

宮津市告示第99号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、水道使用料金等の徴収の事務を平成29年4月20日から平成30年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年4月20日

宮津市長 井上正嗣

徴収事務受託者

住 所	氏 名
〈省 略〉	公益社団法人宮津与謝広域シルバー人材センター
	杉末自治会 会長 石橋久夫
	一野真奈美
	園好司
	南佑次郎
	日本メンテナンスエンジニアリング株式会社

————— * * * —————

宮津市告示第100号

宮津市下水道排水設備指定工事業者から異動届を受理したので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規則（平成9年規則第3号）第16条の規定により告示する。

平成29年 4 月 20 日

宮津市長 井 上 正 嗣

指定番号 宮下水道指定第43号

(1) 名 称 橋本設備

(2) 所 在 地 (変更前) 京丹後市大宮町口大野349番地の 7

(変更後) 京丹後市大宮町口大野43番地

(3) 代 表 者 (変更前) 橋 本 春 雄

(変更後) 橋 本 哲 男

訓 令

宮津市訓令甲第 3 号

庁中一般

各 かい

宮津市空家空地対策庁内推進会議設置規程を次のように定める。

平成29年 5 月 1 日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市空家空地対策庁内推進会議設置規程

(設置)

第 1 条 少子高齢化や人口減少に伴い、本市で空家等及び空地が増加している現況に鑑み、各部局間で情報及び課題の共有を図るとともに、空家等及び空地に関する施策の推進に関し協議及び調整を行うため、宮津市空家空地対策庁内推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）及び宮津市空家空地対策の推進に関する条例（平成29年条例第15号）に関連する施策（以下「空家空地対策」という。）の検討に関すること。
- (2) 空家空地対策についての情報の収集に関すること。
- (3) 空家空地対策についての調整に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、空家空地対策に関する施策の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 推進会議は、座長 1 名、委員若干名をもって組織する。

- 2 座長は副市長を、委員は理事、各部長、教育委員会事務局教育次長及び市長が指定する職員をもって充てる。

(会議)

第 4 条 推進会議は、必要に応じ座長が招集し、座長が議長となる。

- 2 座長は、必要があるときは、関係職員を推進会議に出席させるとともに、資料の提出又は意見の陳述をさせることができる。
- 3 座長は、必要があるときは、関係行政機関の職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 5 条 推進会議の庶務は、空家対策推進課において処理する。

(その他)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、推進会議の運営等に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年 5 月 1 日から施行する。

公 告

宮津市公告第20号
公示送達書

次の書類は、宮津市市民部市民課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。
平成29年4月13日

宮津市長 井上正嗣

(以下揭示済)

* * *

宮津市公告第21号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により平成29年度農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

平成29年4月15日

宮津市長 井上正嗣

1 農用地利用集積計画の縦覧期間

自 平成29年4月15日

至 平成29年4月29日

2 縦覧の場所

宮津市産業経済部農林水産課（別館3階）

* * *

宮津市公告第22号

平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間における住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第3項及び第11条の2第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成29年4月21日

宮津市長 井上正嗣

国又は地方公共団体の機関の請求による閲覧

閲覧請求機関の名称又は閲覧者	請求事由の概要	閲覧年月日	閲覧に係る住民の範囲
京都府丹後保健所長	「平成28年京都府民健康・栄養調査」の調査対象者を抽出する。	平成28年8月29日	江尻地区の男女97人
防衛省 自衛隊京都地方協力本部	自衛官等の募集のため適齢者情報の収集を行う。	平成28年11月24日	平成11年4月2日から平成12年4月1日までの間に生まれた男女158人

個人又は法人の申出による閲覧

閲覧請求機関の名称及び代表者氏名 (閲覧委託者又は機関名)	請求事由の概要	閲覧年月日	閲覧に係る住民の範囲
一般社団法人中央調査社会長 西澤豊 (NHK営業局計画管理部)	「テレビ放送に関するアンケート」の調査対象者を抽出する。	平成28年5月17日	波路町、畑、日置、日ヶ谷、本町地区の平成10年7月31日までに生まれた18歳以上の男女計20人
株式会社地域社会研究所 代表取締役社長 大橋浩 (京都府政策企画部計画推進課)	「平成28年度京都府民の意識調査」の調査対象者を抽出する。	平成28年5月20日	満20歳以上の男女計105人

一般社団法人中央調査社 会長 大室真生 (内閣府大臣官房政府広報室)	「特殊詐欺に関する世論調査」の調査対象者を抽出する。	平成28年12月13日	惣地区の平成10年12月31日までに生まれた日本人男女計16人
株式会社ビデオリサーチ 代表取締役社長 加藤讓 (共同申出者) 日本たばこ産業株式会社 たばこ事業本部 M&S企画部長 西谷圭一 (日本たばこ産業株式会社たばこ事業本部)	2017年「全国たばこ喫煙者率調査」の調査対象者を抽出する。	平成29年1月26日	須津地区の昭和2年5月1日から平成9年4月30日までに生まれた男女計20人

水道企業

《告示》

宮津市水道告示第3号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、水道使用料金等の徴収の事務を平成29年4月20日から平成30年3月31日まで次の者に委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

平成29年4月20日

宮津市水道事業
宮津市長 井上正嗣

徴収事務受託者

住 所	氏 名
〈省 略〉	公益社団法人宮津与謝広域シルバー人材センター 杉末自治会 会長 石橋久夫

教育委員会

《告示》

宮津市教育委員会告示第7号

平成29年第7回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成29年4月21日

宮津市教育委員会
教育長 山本雅弘

- 1 日 時 平成29年4月26日（水）午前9時
- 2 場 所 宮津市役所 第6会議室

選挙管理委員会

《告 示》

宮津市選挙管理委員会告示第5号

平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間における選挙人名簿抄本閲覧の状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年4月13日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

平成28年度選挙人名簿閲覧状況

閲覧年月日	閲覧申出者氏名	利用目的の概要	閲覧に係る選挙人の範囲
平成28年5月30日	日本共産党与謝地区委員会 野 村 生 八	選挙運動	全有権者
平成28年5月31日	〃	〃	〃

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第6号

平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間における在外選挙人名簿抄本閲覧の状況について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12において準用する同法第28条の4第7項及び在外選挙執行規則（平成11年自治省令第2号）第2条の2において準用する公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年4月13日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

公職選挙法第30条の12において準用する第28条の2第1項及び第28条の3第1項の申出に係る在外選挙人名簿の抄本の閲覧はなかった。

農業委員会

《告 示》

宮津市農業委員会告示第5号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成29年4月5日

宮津市農業委員会
会長 藤 井 忠

- 1 日 時 平成29年4月12日（水） 午前9時30分
- 2 場 所 宮津市役所 第5会議室
- 3 議 題

- 議第9号 農地法第3条の許可申請に係る許可について
- 議第10号 農地法第5条の許可申請に係る意見について
- 議第11号 非農地証明について

* * *

宮津市農業委員会告示第6号

宮津市農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規程を次のように定める。

平成29年4月27日

宮津市農業委員会

会長 藤井 忠

宮津市農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、宮津市農業委員会が、宮津市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例に基づき、農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の推薦及び募集並びに選任の手続き等について、法令に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(担当区域及び募集人数)

第2条 推進委員が担当する区域及び各区域における推薦及び募集人数は、次のとおりとする。

区域名	募集人数 (人)	区域の詳細
由良	1	由良脇、由良宮本、浜野路、港、下石浦、上石浦
栗田	1	新宮、脇、中村、小寺、上司、中津、小田宿野、島陰、田井、矢原、獅子(脇ノ浜)、獅子
宮津	1	杉末、滝馬、宮村、辻町、惣、皆原、山中、波路町、波路、獅子崎
上宮津	1	小田1区～7区、喜多8区～12区、今福13区～14区
吉津	1	須津東、須津西、文珠
府中	1	江尻、天橋、難波野、大垣、中野、小松、溝尻、国分
日置	1	日置上、日置浜
世屋	1	畑、下世屋、松尾、木子、上世屋
養老	1	田原、大島、岩ヶ鼻、外垣、長江、里波見、中波見、梅ヶ谷、奥波見
日ヶ谷	1	立、大西、厚垣、落山、藪田

(推薦及び募集の資格)

第3条 推進委員として、推薦を受ける者及び募集に応募する者は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者で、次のいずれかに該当しないものとする。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (周知)

第4条 推進委員の募集にあたっては、次の手続き等を通じて、周知に努めるものとする。

- (1) 宮津市広報及び宮津市農業委員会だよりへの掲載
- (2) 宮津市ホームページ
- (3) その他

(推薦手続き等)

第5条 推進委員の推薦は、文書をもって、次により行うものとする。

2 推薦する者は、次の各号に掲げる事項を記載した書類を、宮津市農業委員会に提出しなければならない。

- (1) 推薦する区域（第2条で定めた区域の別）
- (2) 推薦する者が個人の場合は、推薦をする者の氏名、住所、職業、年齢、及び性別
- (3) 推薦をする者が法人又は団体である場合は、その名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の人数、構成員たる資格その他の当該推薦をする者の性格を明らかにする事項
- (4) 推薦を受ける者の氏名、住所、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の概況
- (5) 推薦の理由
- (6) 推薦をする者が、同一の者について宮津市農業委員会委員に推薦しているか否かの別
- (7) その他宮津市農業委員会が必要と認める事項

3 推薦をする者の代表者は、前項により必要事項を記載し、宮津市農業委員会が求める書類を添付のうえ、郵送又は持参により宮津市農業委員会事務局宛に提出するものとする。

(応募手続き等)

第6条 推進委員の応募は、文書をもって、次の手続きを経るものとする。

2 募集に応募する者は、次の各号に掲げる事項を記載した書類を、宮津市農業委員会に提出しなければならない。

- (1) 応募する区域（第2条で定めた区域の別）
- (2) 応募する者の氏名、住所、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の概況
- (3) 応募の理由
- (4) 応募する者が、宮津市農業委員の募集に応募しているか否かの別
- (5) その他宮津市農業委員会が必要と認める事項

3 募集に応募する者は、前項により必要事項を記載したうえで、郵送又は持参により宮津市農業委員会事務局宛に提出するものとする。

（推薦・募集に応じた者の公表等）

第7条 推薦・募集の期間はおおむね1箇月間とし、農業委員会等に関する法律第19条第2項の規定による推薦を受けた者及び募集に応募した者に関する情報の公表は、同法施行規則第12条各号の規定により、宮津市のホームページ等に掲載し、推薦・募集期間の中間及び期間終了後遅滞なく公表するものとする。

2 前項の公表事項は、次に掲げる事項とする。

第5条第2項及び第6条第2項に掲げる事項（第5条第2項第2号及び第4号並びに第6条第2項第2号に規定する住所を除く。）及び推薦を受けた者の数並びに応募した者の数。

（選考委員会）

第8条 宮津市農業委員会は、第5条及び第6条の規定に基づき推薦・公募に応じた推進委員候補者の選考を行うため、宮津市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

（選考委員会の組織）

第9条 選考委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 宮津市農業委員会の会長及び会長職務代理者
- (2) 宮津市農業委員会役員会運営要領に規定する農業委員である役員

2 選考委員会の委員の任期は、農業委員の任期満了の日までとする。

（選考委員会の会議）

第10条 選考委員会の会議は、宮津市農業委員会会長が招集し、議長となる。

2 選考委員会の運営に関し必要な事項は、宮津市農業委員会会長が別に定める。

（候補者の選考）

第11条 選考委員会は、選考委員の合議により推進委員候補者を選考し、宮津市農業委員会に報告するものとする。

（選任）

第12条 宮津市農業委員会は、前条による選考委員会の報告を受け、推進委員を選任し、推薦及び応募した者に選任結果を通知するものとする。

（委嘱）

第13条 宮津市農業委員会は、前条の選任結果に基づき推進委員を委嘱するとともに、宮津市のホームページ等に推進委員に委嘱した者を公表するものとする。

（補充）

第14条 推進委員について、罷免、失職及び辞任により欠員が生じた場合は、この規程に定める手続きに基づき、速やかに補充に努めなければならない。

（その他）

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。